

## 第26回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日（月）午後3時00分～3時40分
2. 開催場所 邑楽町役場 202・203会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第77号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第78号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について
    - 議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長(天谷)	<p>それでは只今より、第26回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第26回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p>
会長(天谷)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番中村政五郎委員、同じく7番島田信成委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第76号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第76号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和4年7月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから9ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、10ページから12ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>次に、議事日程第3、議案第77号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1</p>

事務局(國府田)	<p>番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第77号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年7月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p>
会長(天谷)	<p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、13ページから16ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
8番(高田)	<p>8番高田です。7月5日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字赤尾理字中山地内、案内図は資料13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は長年に渡り建物が使用されていましたが、一部青地となっていたため是正申請となります。集落接続の農地と思われます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第78号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてですが、議案第79号農地法第5条第1項の3番と関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。</p>

事務局(國府田)	<p>次に、議案第79号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第79号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年7月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
10番(大川)	<p>10番大川です。7月5日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字石打字科研地内、案内図は資料17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地はその他農地の第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につき</p>

	<p>ましては、21ページから24ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>1番(横山)</p>	<p>1番横山です。7月5日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字昭和地内、案内図は資料21ページ、付近状況図は22ページを参照してください。申請地は町民体育館の東側、邑楽南中学校の南側に位置しております。市街地近傍小集団農地であり第2種農地と判断されます。なおこの地区は邑楽南地区地区計画区域内です。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>続きまして、3番については議案第78号第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についての1番と関連がありますので、一括で審議いたします。事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、25ページから28ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>

1 番(横山)	<p>1 番横山です。7 月 5 日に事務局と 3 班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料 2 5 ページ、付近状況図は 2 6 ページを参照してください。申請地は国道 3 5 4 号線に面して南側に位置しておりその他農地の第 2 種農地と判断されます。また、現地の状況としては既に駐車場として使用されています。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件及び議案第 7 8 号の 1 番の案件については原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、4 番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号 4 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、2 9 ページから 3 2 ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1 0 番(大川)	<p>1 0 番大川です。7 月 5 日に事務局と 3 班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字西ノ根地内、案内図は資料 2 9 ページ、付近状況図は 3 0 ページを参照してください。申請地はその他農地の第 2 種農地と判断されます。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑</p>

	<p>に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、報告第30号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番から3番について、事務局より一括して報告願います。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第30号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和4年7月11日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については33ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第26回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>



上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年8月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 中村 政五郎

委員 島田 信成